

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第70号
事故等種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成26年7月4日 14時10分ごろ
発生場所	熊本県 ^{みづみ} 三角港 三角港 ^{にない} 荷島灯台から真方位147° 1,500m付近 (概位 北緯32° 35.80' 東経130° 28.00')
事故等調査の経過	平成26年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{ビーアイエフ} B I F、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	250-49752熊本、株式会社B I F
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 ウェイクボーダー
死傷者等	負傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、船長が操船し、三角港南方沖でウェイクボードをえい航して発進した際、平成26年7月4日14時10分ごろ、ウェイクボーダーが転倒し、右足を負傷した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約2m/s 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、免許を取得して間もなかったが、上級者が乗るウェイクボードのえい航経験はあった。 船長は、初心者のウェイクボードのえい航経験がなく、ウェイクボーダーもウェイクボードの経験がなかった。 本船の機関出力は、188.29kWであった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、三角港南方沖でウェイクボードをえい航して発進した際、ウェイクボーダーが転倒したことから、右足を負傷したものと考えられるが、船長及びウェイクボーダーから情報が十分に得られなかったため、ウェイクボーダーが転倒するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、三角港南方沖でウェイクボードをえい航して発

	進した際、ウェイクボーダーが転倒したため、発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、ウェイクボードをえい航する際、ウェイクボーダーの安全に細心の注意を払うことが望ましい。・ ウェイクボードの初心者は、上級者にウェイクボードの要領を教わったり、スクールを受講するなど、十分に練習を積んでおくことが望ましい。